

仕様書

海上保安学校

1 契約件名

自家用電気工作物保安管理業務（総務）

2 履行場所

京都府舞鶴市字長浜 2 0 0 1 番地 海上保安学校

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

4 支払い方法

支払いは履行完了後、四半期毎とし、受注者は検査職員による検査合格後、担当官の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校は受注者から適正な請求書を受理した後、30 日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

5 受電設備（別紙単線結線図のとおり）

受電総容量 2, 6 6 0 kVA

予備発電装置 2 2 5 kVA 2 2 0 V

4 3 kVA 2 2 0 V

2 5 kVA 2 2 0 V

常用発電設備（太陽光発電） 1 0 kW

6 仕様

（1）目的

電気事業法に基づく自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守のうえ、海上保安学校電気工作物の巡視点検、測定・試験を定期的を実施し、関係法令で定められた技術基準に適合し、維持管理及び運営が適正に行われるよう、必要な指導、協議及び助言を行うこと。

（2）点検

点検内容は、電気事業法を遵守のうえ、経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に基づき、以下の点検を行い、報告書を監督職員へ提出すること。

I. 月次点検項目

a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

b. 電線と他物との離隔距離の適否

- c.機械器具、配線の取り付け状態及び過熱の有無
- d.接地線等の保安装置の取付け状態
- e.設備電圧、負荷電流の測定により電圧値の適否及び過負荷等を確認
- f.B種接地に係る漏れ電流の測定により低圧回路の絶縁状態を確認
- g.高圧機器本体及び接続部の温度測定により過熱を確認

II. 年次点検項目（月次点検項目に加え実施）

以下にあげる項目の確認その他必要に応じ測定・試験を行う。

- a.低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- b.接地抵抗値が電気設備技術の解釈第17条に規定された値以下であること。
- c.保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- d.非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
- e.蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

III. 対象設備等

- a.引込設備
- b.受電設備
- c.受・配電盤
- d.接地工事
- e.構造物
- f.発電設備
- g.蓄電池設備
- h.負荷設備

IV. その他

- a.点検中に発見された軽微な不具合等で、その場で対応出来るものについては処置を行うこと。
- b.年次点検の停電時は請負業者により発電機を用意のうえ、電話交換機に電気を供給すること。
- c.年次点検は7月又は8月の学校が指定する日で行うこと。
- d.点検の結果は、点検終了の都度、報告書を監督職員に提出すること。

（3）臨時点検は、電気事故が発生した場合若しくは、発生の恐れがある場合等、必要に応じて点検を行うもので、これに伴う諸経費は毎月の保安全管理業務費に含む。

(4) 官公署その他への手続き

契約の締結後は、速やかに関係官公署その他必要な機関に対し承認申請等の手続きを行うこと。

なお、申請等届出手続きにかかる費用は受注者の負担とする。

(5) 資格等の確認

海上保安学校の電気主任技術者として申請した者の資格が確認できるものを契約後に監督職員に提示すると共に、電気事故発生等の緊急時に連絡がとれるように連絡体制票を監督職員へ提出すること。

(6) 契約期間中に上記「5 受電設備」に変更が生じた場合の請負金額の変更については別途協議するものとする。

(7) 本契約は、令和7年度予算成立を条件とする。

(8) 本仕様書に記載の無い一般事項については、「海上保安学校入札・見積者心得書」による。

事業場の名称 海上保安学校(2/2)	契約電力 6.6 kV 1169 kW	受電方式	キュービクル
	関電営業所 変電所	舞鶴 営業所 中舞鶴 変電所	OCB

